D-8を構成する協会から、今回は「公益社団法人 日本ジュエリーデザイナー協会(JJDA)」のデザイン保護事情をご 紹介します。個人ベースでの仕事が多いジュエリーデザイナーにとって、模倣防止・創作保全は重要な課題です。 しかし、そのための意匠権取得などの負担は大きいとレポートにあります。これはどのデザイン分野のデザイナ 一にも共通する問題です。

D-8デザイン保護研究会で現在、試験運用している D-8創作証 も、JJDAからの「手軽にデザイナー個人が創作デ ザインを護れる方法を検討したい」との要望からスタートしました。

(編集·文責:権利保護委員会 委員長 丸山和子)

活動報告 A

連載「D-8デザイン保護研究会メンバーからの各協会のデザイン保護事情」

第5回:JJDA 公益社団法人日本ジュエリーデザイナー協会 育成委員会 理事 育成委員会 委員長 伊藤嘉晃 (伊藤嘉晃デザイン事務所 代表)

理事 育成委員会 担当 田中治彦 (ジュエリー作家)

◆公益社団法人日本ジュエリーデザイナー協会では□

項を育成委員会が担当しています。この委員会のもとで意匠権、著作権等創作保全の全般を育成部会が調査、研究 を行っています。この他2名の担当者が日本デザイン団体協議会のデザイン保護研究会に参加し、D-8創作証の周 知と推進を始めとする活動も行っております。

公益社団法人日本ジュエリーデザイナー協会(JJDA)では、ジュエリーにおけるデザイン諸権利保護に関わる事

◆ジュエリーデザイナーこれまでのデザイン保護状況

ジュエリーのデザインに模倣や悪質使用の事例は多くありますが、防止のため未然に意匠法を活用している人は 僅かなのが現状です。これは個人ベースが多いジュエリーデザイナーにとって手続きの困難さや弁理士などの費 用、登録済みまでの月日、実用新案権や特許権がからんだり対処負担が大きいからです。 さらに、知的財産における知識の不足があります。

1964年の創立以来「知的財産権はデザイナーの大切な財産」として創作保全の普及

◆(公社)日本ジュエリーデザイナー協会(JJDA)のデザイン保護活動



作保全活動に大きく役立てました。 2006年には知的財産権保護に役立つリーフレット「ジュエリーデザイン110番」を 発表しました、現在も協会ホームページから各デザイナーに活用が何時でも出来る 様になっています。

2009年4月から2010年3月にかけては「 知的財産Q&A」と題する、デザイン現場で の質問とその回答を専門の弁護士 美勢克彦先生(※注)にお願いし全会員に配布しま

啓発活動を常に行ってまいりました。この中で1999年に「ジュウリーデザイン模倣 防止の為の自主登録制度確立に関する調査研究」の特別事業をおこない、その後の創

※内容をご覧いただけます。 した。4件の事例と対する回答は丁寧でやさしいため知り得ることは多く、これも全 **⋒**ここをクリック! 文がウェブサイトから何時でも閲覧出来る様になっています。 ●JJDAウェブサイト

http://www.jjda.or.jp/

弁護士 美勢 克彦 先生

知的財産権の侵害訴訟・ライセンス交渉等に関して他多大の業績をのこされました。著書多数。

JJDAのウェブサイトでは、特許庁、文化庁 著作権、(社)日本デザイン保護協会、日本弁理士会、日本弁護士連合会

のホームページを開けるリンクを見易い表示で行っています。 ◆(公社)日本ジュエリーデザイナー協会(JJDA)のD-8創作証活用状況

これまでの登録者は数名です。ロ少数の原因は試験運用期間中の為と考えます。

正式運用となれば申込者が増えると思います。正式運用開始とともに広く活用される様に更に活動を進めて参り ます。

JJDAでは、所属会員を対象に2012年12月末までを試験運用期間としてD-8創作証マークを交付しています。

《D-8創作証マークとJJDA使用例 》



日本デザイン団体協議会(D-8)が定めたマークです。デザイナーによる創作物に は「創作した権利」が発生しており、模倣、複製、無断使用、目的以外の使用などの

D-8創作証(英文名称 D-8 Creative Mark)

防止と、その周知を目的としています。

創作証マークは、デザイン8団体が共通して用います。 マークデザインは、勝井三雄氏(JAGDA)によるものです。







2012年10月18日(木)冒頭勉強会18:30~20:30 議事審議20:30~21:15

議長:藤井将之 議事録作成:丸山和子

2012年度 第3回D-8デザイン保護研究会

出席者(順不同·敬称略):SDA玉木俊和、藤井将之(委員長)/JCDA石原実/JAGDA近藤直樹/ JJDA伊藤嘉晃、田中治彦/JIDA安藤孚、堀越敏晴/JID秋山修治、山本 棟子/DSA山本尚美/ JPDA時田秀久、丸山和子(副委員長)

■D-8デザイン保護研究会 冒頭勉強会-#4 18:30~20:30

課長補佐(意匠制度企画室) 須藤竜也氏 経済産業省 商務情報政策局 クリエイティブ産業課 デザイン政策室 室長補佐 三原龍太郎氏

法改正の内容のご説明【30分程度】 ・WEBデザインの保護に関して(ロゴ・キャラクターの及ぶ範囲)

・アジア圏に対する保護について(審査制度と無審査制度の違い)

・デザイナーの調査義務と責任範囲・海外の意匠調査方法(国際意匠分類について)

・国内における保護手法【立体商標について】

~今後のスケジュール~ 改正案について現在調整中。

・米国・欧州・韓国の実例紹介

2.)米国・欧州・韓国に於ける画像デザインの登録例 3.)ロカルノ国際分類(仮題)

- 4.)外国意匠広報のインターネットでの照会方法 5.) 海外におけるデザインの保護

1.D-8ウェブサイト

していきたい。

引き続き、今年度第2回のD-8デザイン保護研究会の議事審議に入る。 ■議題と審議内容(紹介審議内容は議事録からの概要です。ウェブ掲載のため発言者名は省きます。)

試験運用がスタートした日付を入れる必要が有る→反映する。

2.創作証

進展状況報告 JAGDA … 会員への告知が済み、運用を開始。 DSA

10月1日に予定通りオープンしたことを報告。これから順次、デザイン保護研究会の勉強会レポートなどを掲載

「学校の先生が申請者の場合、使用を希望する学生は担当教官の責任のもとにその担当教官の登録 番号が入った創作証を使用することができる。」はDSAでは認めないことになった。会員になれば、 創作証申請登録ができるとした。

… 会員の創作デザインを集める展覧会を企画中の委員会に創作証の貼付を勧める。

3 子の価 JIDAの周年行事の一環で、特許庁意匠課からの講師に依るセミナーを実施するので、各協会からの参加のお願い

があった。〈11月26日(月)15:00会場 15:30開始 新宿オゾン〉

・改正著作権法とデジタル情報

JPDA

- ・著作権とコピー ・国際化と地域活用

※次回予定を2012年12月13日(木)18:30~21:00/東京ミッドタウン・デザインハブ5F JAGDA 会議室とし、 閉会する。

© JPDA All Rights Reserved.

◆このページに限らずVol.1~これまでに掲載した内容は著作権・他で保護されています。

◀展示会あるいはショーケース内で、該当作品の脇に キャプション表示。

◆説明者 特許庁 審査業務部 意匠課 意匠制度企画室長 山田繁和氏

◆テーマ・概要 1.画面デザインの意匠法改正についてご説明と意見交換会【90分】

◆配布資料 1.) 意匠法による画像デザインの保護について

2.トレードドレスに関する意見交換会【20分】

- 6.)トレードドレスと立体商標について
- 開設検討会議での結果を受けて、JPDAで制作を担当し、現在は幹事団体としてJPDAが管理・窓口を受け持ってい るが、次回の運営会議で専門の機関、例えば第3のワーキンググループとしての委員会を発足することを提案す

前回からの持ち越し議題「何故、使用される機会が少ないか」についての審議は、時間が無いため次回に持ち越し とする。

··· 協会HPへのデザイン保護活動状況を掲載開始。「提示説明文とその使用方法」の社団表記の変更デ ータが欲しい。→変更データを後日送付する。 DSA においては、創作証の使用は会員のみとする。

JID … 協会が使用する場合の記載番号について改めて確認したい。 →各協会の裁量で決めて使用とすることになった。

4.委員からの配付資料

- ・ダウンロードに罰則
- 無断転用・引用はお断りいたします。 Japan Package Design Association